

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

企画総務委員会会議録

令和 7 年 1 0 月 1 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

企 画 総 務 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 1 開会年月日 | 令和7年10月1日(水) | |
| 2 開 会 場 所 | 議会第1会議室 | |
| 3 出 席 者
(9人) | 委員長 太田 雅 久
委 員 拝 野 健
委 員 寺 田 晃
委 員 富 永 龍 司
議 長 石 川 義 弘 | 副委員長 大 貫 はなこ
委 員 田 中 宏 篤
委 員 早 川 太 郎
委 員 秋 間 洋 |
| 4 欠 席 者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長
区長室長
総務課長
人事課長
人材育成担当課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
関 井 隆 人
(都市づくり部長 兼務)
川 田 崇 彰
三 谷 洋 介
(経営改革担当課長 兼務)
高 橋 由 佳
小野田 登
廣 瀬 幸 裕
越 智 浩 史
坂 本 一 成
伊 藤 慶
小 川 信 彦
浦 里 健太郎
福 田 健 一
飯 田 辰 徳
(人事課長 兼務) |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

広報課長	吉 田 美弥子
経理課長	田 渕 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
危機管理室長	杉 光 邦 彦
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	大和田 好 行
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	小 林 元 子
戸籍住民サービス課長	村 上 訓 子
子育て・若者支援課長	河 野 友 和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
文化振興課長	川 口 卓 志
大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)
観光課長	横 倉 亨
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	井 上 健
松が谷福祉会館長	江 口 尚 宏
保護課長	久木田 太 郎
自立支援担当課長	(保護課長 兼務)
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	福 田 兼 一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保健サービス課長	塚 田 正 和
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
台東清掃事務所長	渋谷 謙 三
都市計画課長	反 町 英 典
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
地域整備第二課長	門 倉 和 広
地域整備第三課長	行 天 寿 朗
建築課長	松 崎 晴 生
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
交通対策課長	清 水 良 登
土木課長	高 杉 孝 治
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	内 田 円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局庶務課長	山 田 安 宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増 嶋 広 曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	穴 澤 清 美
選挙管理委員会事務局長	大 野 紀 房
監査事務局長	山 本 光 洋
文化産業観光部副参事（産業振興事業団・事務局次長）	久 我 洋 介
文化産業観光部副参事（産業振興事業団・経営支援課長）	(事務局次長 事務取扱)

7 議会事務局

事務局長

鈴木 慎 也

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

事務局次長	櫻 井 敬 子
議事調査係長	吉 田 裕 麻
書 記	関 口 弘 一
書 記	塚 本 隆 二

8 案件

◎審議調査事項

- 案件第1 第67号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）
- 案件第2 第68号議案 令和7年度東京都台東区介護保険会計補正予算（第1回）
- 案件第3 第72号議案 東京都台東区職員の旅費に関する条例
- 案件第4 第80号議案 千束公園再整備工事請負契約の締結について
- 案件第5 第81号議案 訴訟の提起について
- 案件第6 陳情6－6 原発ゼロと再稼働反対についての意見書の提出を求めることについての陳情
- 案件第7 陳情7－13 旧東京北部小包集中局跡地に子どもたちが思いきりスポーツで
きるスペースをつくることについての陳情（新付託）
- 案件第8 特定事件の継続調査について

◎行政視察について

◎理事者報告事項

【企画財政部】

- 1. 行政計画（令和5～7年度）の達成状況について
.....事前資料1 企画課長
- 2. 令和7年度事務事業評価の結果について
.....事前資料2 経営改革担当課長
- 3. 令和7年度都区財政調整当初算定結果について
.....資料1 財政課長
- 4. 台東区情報化推進計画の達成状況について
.....資料2 情報政策課長
- 5. 情報システムの標準化について
.....資料3 情報システム課長

【用地・施設活用担当】

- 1. 清川二丁目プロジェクトについて資料4 清川二丁目プロジェクト推進課長

【総務部】

- 1. 訴訟について資料5 総務課長
- 2. 旅費制度の改正について資料6 人事課長
- 3. カスタマーハラスメント対策の取組状況について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

- | | | |
|---|------------|------|
| |資料 7 | 人事課長 |
| 4. 区有地の売却について |資料 8 | 経理課長 |
| 5. 柳北公園トイレ改築工事請負契約の締結について |資料 9 | 経理課長 |
| 6. 道路舗装工事（07－10）請負契約の締結について |資料 10 | 経理課長 |
| 7. 朝倉彫塑館収蔵庫外1施設昇降機設備更新工事請負契約の締結について |資料 11 | 経理課長 |
| 8. 台東病院及び老人保健施設千束空調設備等改修工事請負契約等の一部変更に係る専決処分について |資料 12 | 経理課長 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（太田雅久） ただいまから、企画総務委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 よろしく申し上げます。

○委員長 よろしく申し上げます。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、審議順序の変更について、私から申し上げます。

案件第5、第81号議案、訴訟の提起については、審議の都合上、順序を変更して最初に議題といたし、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

○委員長 次に、審議順序の変更について、私から申し上げます。

総務部の1番、訴訟については、審議上、都合上、順序を変更してここで報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

○委員長 ここで、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、審議順序の変更について、私から申し上げます。

企画財政部の1番、行政計画（令和5～7年度）の達成状況については、審議の都合上、順序を変更してここで報告を聴取し、質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、行政計画（令和５～７年度）の達成状況について、企画課長、報告願います。
企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 それでは、行政計画（令和５～７年度）の達成状況についてご説明いたします。

事前資料１をご覧ください。初めに、項番１、達成状況です。評価の基準に沿って各事業の達成状況をはかり、表のとおり基本目標を分野別にお示しをしております。なお、達成状況は本年８月時点の見込みとなっております。計画事業２８１事業のうち、達成が１９９事業、半数以上達成が４３事業、未達成が３９事業となっております。達成、半数以上達成は２４２事業で、全体の８６．１％となっております。未達成が多かった分野としては、基本目標１の子育て分野、生涯学習分野、基本目標３の産業分野で、それぞれ８事業が未達成となっております。

幾つか抜粋してご説明いたします。恐れ入ります。３ページをご覧ください。子育て分野の未達成事業の主なものとして、事業ナンバー４、ゆりかご・たいとうでは、面接実施率が計画量に達しませんでした。要因としては、妊娠届け出後に区外転出されたことなどによるものです。また、４ページの事業ナンバー２９、ファミリー・サポート・センター運営では、会員数及び援助活動件数が計画量に達しませんでした。こちらはベビーシッター利用支援など他のサービスが増えたことで区民の選択肢が広がったことが要因と考えております。

恐れ入ります。６ページをご覧ください。生涯学習分野の未達成事業の主なものとして、事業ナンバー６５、チャレンジスポーツ教室では、令和５年度の実施日が雨天で変更となり、他の行事と日程が重なったため、参加者数が計画量に届かなかったものです。また、事業ナンバー６７、幼児運動教室は、参加者数が計画量に届いておりませんが、要因としては、コロナ禍で始めたオンライン教室の参加者がコロナ５類移行後に減少したことなどによるものです。

恐れ入ります。１２ページをご覧ください。産業分野の未達成事業の主なものとして、事業ナンバー１４６、事業承継支援では、計画の策定支援及び助成件数が計画量に届いておりませんが、要因としましては、廃業相談など事業承継に向けた計画策定に至らないケースがあり、計画策定を助成要件としていることから、助成件数も未達成となったものです。また、１３ページの事業ナンバー１６６、活性化計画策定支援では、令和６年度の支援件数が計画量に届いておりませんが、こちらは、商店街からの申請があったものの、最終的に事業が実施されなかったことによるものです。

その他計画事業の詳細につきましては、後ほどご確認ください。

恐れ入ります。２ページにお戻りください。項番２、今後の予定です。第４回定例会本委員会にて新たな行政計画の中間のまとめを報告し、その後、パブリックコメントを経て、来年第１回定例会で最終案を報告する予定です。

長くなりましたが、説明は以上です。よろしくお願いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 この3年間の行政計画の達成状況についてですけれども、次期計画のこれが基になっていくということになります。次期計画、来期の計画というのは長期総合計画の最後の期間に当たるわけです。そうしますと、やはり長期総合計画の目標との関係で、次の計画をどういうふうに設定していくのかという点では、今回、非常に大事な検証になると思うんですが、次の長計との目標の関係での検証という角度というのはどうなんでしょうか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 委員ご指摘のとおり、来年度からの行政計画が今回の現行の長期総合計画の最終期間3年間に当たります。そのため、長期総合計画の取組の中で、まだ計画事業になっていないもの、それについてはしっかり事業化を検討すること、また、長期総合計画の今の施策の目標を踏まえて、スピード感を持ってその目標を達成していくこと、可能であれば前倒しで実現をしていくこと、そういったことを今回策定の基本事項として各課には通知しております。各課はそれを踏まえまして、現況と課題、あと今後の方向性を十分踏まえて、長期総合計画の目標達成に向けて、そういった視点を持って策定作業に取り組んでおるところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど課長のほうから未達成の事業について、その背景とか根拠みたいなものを先ほど説明があったわけですが、私は未達成だから問題だとかって言うつもりは全くないです。というのは、それぞれきちんとした検証がなされるということが大事だというふうに思っています。例えば昨日の区民文教委員会で子供の学力の問題が結構議論になっていましたよね。片一方では教育の情報化の問題で、GIGAスクール構想に基づくICT教育の問題というのが出て、初めてと言っていいのかな、結局1日のスマホとかパソコンを見てしまう、こういう時間が長い子ほど学力が率直に言ったらなかなか伸びていないという問題が出たり、あるいは一人端末与えているわけですが、それが大体30分未満ですか、あるいは全然見ないと、うちに帰ってからは、与えられている、そういう子のほうが学力が上だったり、このような問題でいうと、例えばこの長計でいえば、ICT教育は個別最適化の問題だということで、推進となっているわけですよ。今回、学力の問題でそういう乖離が出てきているとか、あるいは昨日あった理科教育の問題だとか、このような問題というのは、率直に言ったら、じゃあICT教育推進がいいのかというね。私は悪いとは思いませんよ。悪いとは思いませんけれども、しかし、様々な課題というのがあって、それはじゃあ達成なんだか、未達成なんだか、一部達成なんだかというのが殊さら問題になるよりかは、むしろ一つ一つの問題での中身の検証というのが非常に大事であると。そういう点では長期総合計画の目標というのは非常に大事な目標を掲げているわけですよ。基本構想の柱、大きく分けると3本柱に基づいて、長期総合計画、進めているわけですから、全体がどういうふうに進んでいるのか、一つ一つの事業だと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

木を見て森を見ないなんていうこともなりかねないので、そういう点では全体の角度で次の行計というのを一回反すうして、壊していくということが大事ではないかというふうに思っています。

それで、質問なんですけれども、長期総合計画の施策の指標というのが幾つも出てきていますわね。この施策の指標に関わる事業で、次期計画で相当な知恵と力を入れないと施策指標の目標が達成できない、こういうのがちょっと幾つか散見するわけですが、ここのところについて、全部じゃなくてもいいです。主な事業とその課題について、ぜひお示しいただきたいと思っています。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 今回の行政計画の未達成事業の中で長期総合計画の指標に直接関わるものとして述べますと、先ほど述べた事業ナンバー29、ファミリー・サポート・センター運営の会員数がございます。こちら、長期総合計画では令和10年度末の目標が5,500人にしておりますが、現在、令和7年度末見込みで3,576人にとどまっているような状況です。その要因につきましても先ほど述べましたが、ベビーシッター利用支援など他のサービスが増えたことで区民のニーズが分散化したことが要因と分析をしております。

ただ、しかしながら、ファミリー・サポート・センター、しっかり今後も運営をしていく必要がございますので、事務事業評価にも記載をしておりますが、SNS等を活用しながら、さらなる周知啓発、そういったことを行っていくとしております。

それが一例ではございますが、その他の未達成事業についても、先ほど述べましたとおり、現況と課題、今後の方向性をしっかり庁内で検討しまして、策定作業に取り組んでおるところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私もこれだけ事業が多いと全部見れていないんですけれど、ざっと主な課題を感じているのだけちょっと羅列的に、別に1個1個は言いませんけれども、まず一つは、施策指標に掲げながら、目標達成が困難な事業が幾つかあると思っています。一つは認知症対策ですね。あともう一つが総合健診。あと環境学習。あと先ほどもちょっと出ました中小企業の人材育成支援ですね。この辺のところというのは、施策の目標に出ながら、なかなか前行計でも今行計でも苦戦をしている。ここのところというのはぜひ深掘りしていただいて、いい面もあるんですね。認知症対策、いい面も出ているんですけれども、やはり施策目標にすると残念ながらなかなか課題があるなど。あともう一つは、事業の目標は達成しているんだけど、施策の指標とか事業目的との関係で残念ながら後退させてしまっている事業として、典型的なのは不登校の問題だと思いますね。これは4定で多分報告が例年出てくるので、ここでまた議論すればいいと思うんですが、そういう問題。あともう一つは、ニーズの上昇に追いつかない、ニーズが上回ってしまって、こちらが施策目標のときにはそこまで予想していなかっただろうと、私が思っているんですよ、いうのでいうと、子供療育ですね。圧倒的に人数が増えて、こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れについて追いつかないという、こういう私なりの角度で様々なことで、だから未達成だっていいわけですよ。だけれども、そここのところの深掘りを、今、課長が答弁してくれたように、いいんですけど、長期総合計画との中で、これは基本構想との中でという意味ですけども、やはり関係で検証して、次期の計画策定にぜひ臨んでいただきたいということだけ申し上げておきます。

○委員長 よろしいですね。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 今のやり取りの中でちょっと声が出なかったのが、新たな行政計画をつくるに当たって、今、やはり熱中症対策とか、社会情勢の変化、環境の変化に応じた、そういった観点はあまり捉えないんですかね。捉えられると思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

すみません。言葉足らずな部分があったかもしれませんが、社会状況の変化、区民ニーズの変化、また、今、最近、本当に今年の夏、暑かったんですが、そういった気候変動、そういったこともしっかり捉えた上で、事業の課題、あと今後の方向性は庁内各課でしっかり連携して取り組んでまいりたいと思います。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 基本的なことですからね。申し訳ないです。

それで、ちょっと今危惧しているのが、区内、地域を歩いておりますと、やはり産業について、商店街について、いま一步じゃないかなという、もっともっとやはり活性化していただいて、下支えというんですかね、後押ししていただきたいなというのを要望させていただいて、終わります。以上です。

○委員長 社会のスピード感って、3年でもこれだけ変わるという、そういう意識がある。行計そのものの、何ていうかな、計画は計画として、別の形で支援するような方法もこれから必要になってくるんじゃないかなと、今日聞いていて本当思いました。ぜひ頑張ってください。

ただいまの報告について、ご了承願います。

それでは、案件表の順序に戻ります。

○委員長 次に、案件第1、第67号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）から案件第3、第72号議案、東京都台東区職員の旅費に関する条例までの3議案、理事者報告事項、企画財政部の5番、情報システムの標準化について及び総務部の2番、旅費制度の改正については、いずれも関連いたしますので、一括して議題といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、審議の方法についてですが、初めに、第67号議案及び第68号議案の2議案について、理事者の説明を聴取します。次に、第72号議案及び旅費制度の改正について、議案説明と一括して報告を聴取し、質疑を行います。次に、情報システムの標準化について、報告を聴取し、質疑を行った後、理事者報告事項を含めた議案の審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。間違えないようにひとつよろしく願いますね。

それでは、第67号議案及び第68号議案の2議案について、理事者の説明を求めます。

財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 それでは、第67号議案及び第68号議案を説明いたします。

補正予算書の3ページをご覧ください。初めに、第67号議案でございます。令和7年度東京都台東区の一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に12億1,005万9,000円を追加し、1,343億4,519万5,000円といたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、4ページ及び5ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法の規定により翌年度に取り越して使用することができる経費は、6ページの第2表、繰越明許費補正によります。

第3条、地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、7ページの第3表、債務負担行為補正によります。

6ページをご覧ください。繰越明許費補正を説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、情報システムの標準化、令和8年度への繰越明許費を2億7,229万4,000円に増額するものでございます。

7ページをご覧ください。債務負担行為補正を説明いたします。

1の人事管理システム改修委託につきましては、令和7年度から令和8年度の債務負担行為限度額を2,170万1,000円に、2の松が谷福祉会館における1階から3階空調設備取替え工事につきましては、令和8年度の債務負担行為限度額を4,850万7,000円に、その他3件の事項につきまして、債務負担行為の期間及び限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。

17ページをご覧ください。まず、歳入予算でございます。説明で申し上げる金額は、いずれも補正額でございます。また、項を単位として主なものを説明させていただきます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金95万8,000円でございます。

18ページをご覧ください。1目民生費負担金には介護保険低所得者保険料軽減繰り出しに対する負担金の増額分を計上いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

19ページをご覧ください。14款都支出金、1項都負担金47万9,000円、2項都補助金1,000万円でございます。

20ページをご覧ください。1項1目民生費負担金には介護保険低所得者保険料軽減繰り出しに対する負担金の増額分を計上いたしました。

21ページをご覧ください。2項2目民生費補助金には高齢者施策推進事業に対する補助金の増額分を計上いたしました。

23ページをご覧ください。17款繰入金、2項特別会計繰入金8,160万8,000円でございます。

24ページをご覧ください。1目介護保険会計繰入金には介護保険会計からの繰入金を計上いたしました。

25ページをご覧ください。18繰越金、1項繰越金11億398万1,000円でございます。

26ページをご覧ください。1目繰越金には令和6年度歳計剰余金の一部を計上いたしました。

27ページをご覧ください。19款諸収入、7項雑入1,303万3,000円でございます。

28ページをご覧ください。7目雑入には消費税仕入れ税額控除等による補助金返還金を計上いたしました。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

29ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費12万3,000円でございます。

30ページをご覧ください。1目一般管理費には男女平等推進プラザ機能強化等改修に要する経費の増額分を計上いたしました。

31ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費2億839万5,000円、2項児童福祉費1億6,641万1,000円、3項生活保護費4億1,461万3,000円でございます。

32ページをご覧ください。1項1目社会福祉総務費には障害者医療費負担金などの国・都支出金の超過受入れに伴う返還金を計上いたしました。

35ページをご覧ください。2項1目児童福祉総務費には子ども・子育て支援交付金などの国・都支出金の超過受入れに伴う返還金を計上いたしました。

36ページをご覧ください。3項1目生活保護総務費には生活保護費負担金などの国・都支出金の超過受入れに伴う返還金を計上いたしました。

37ページをご覧ください。4款衛生費、1項衛生管理費7,006万1,000円でございます。

38ページをご覧ください。1目衛生総務費には結核対策費負担金などの国・都支出金の超過受入れに伴う返還金を計上いたしました。

39ページをご覧ください。8款教育費、1項教育総務費2億9,926万1,000円、2項小学校費282万2,000円、8項社会教育費259万8,000円でございます。

40ページをご覧ください。1項2目事務局費には子供のための教育・保育給付費負担金などの国・都支出金の超過受入れに伴う返還金を計上いたしました。

42ページをご覧ください。2項1目学校管理費には金首木小学校大規模改修・増築に要する経費の増額分を計上いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

44ページをご覧ください。8項4目生涯学習センター費には生涯学習センター機能強化等改修に要する経費の増額分を計上いたしました。

45ページをご覧ください。9款諸支出金、4項特別会計繰出金3,583万3,000円の減額、5項財政調整基金積立金8,160万8,000円でございます。

46ページをご覧ください。4項3目介護保険会計繰出金には介護保険会計の補正に伴う減額分を計上いたしました。

47ページをご覧ください。5項1目財政調整基金積立金には財政調整基金積立金の増額分を計上いたしました。

以上が一般会計補正予算（第4回）でございます。

続きまして、第68号議案を説明いたします。

55ページをご覧ください。令和7年度東京都台東区の介護保険会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に3億1,400万円を追加し、190億2,200万円といたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、56ページ及び57ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

68ページをご覧ください。初めに、歳入予算でございます。介護保険会計につきましては、款を単位として説明させていただきます。

7款繰入金3,583万3,000円の減額、介護給付費繰入金の減額分などを計上いたしました。

70ページをご覧ください。8款繰越金3億4,983万3,000円、令和6年度歳計剰余金を計上いたしました。

以上が歳入予算でございます。

72ページをご覧ください。次に、歳出予算でございます。

4款基金積立金9,589万1,000円、今後の介護給付費に対応するため、介護給付費準備基金への積立金を計上いたしました。

74ページをご覧ください。5款予備費、繰越金等の計上による財源更正でございます。

76ページをご覧ください。6款諸支出金2億1,810万9,000円、令和6年度の介護保険給付費、事務費などの確定に伴う費用負担精算のための国、都への返還金及び一般会計への繰出金等を計上いたしました。

以上が介護保険会計補正予算（第1回）でございます。

ただいま説明いたしました2議案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○委員長 次に、第72号議案及び旅費制度の改正について、理事者の説明を求めます。

人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 それでは、第72号議案及び報告事項、総務部の2についてご説明申し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

上げます。

初めに、報告事項、旅費制度の改正についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。項番1、趣旨でございます。宿泊費の高騰など社会情勢等の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、令和7年4月1日に国家公務員等の旅費に関する法律が改正されました。本区におきましても社会情勢等の変化に対応するため、改正された国の法令に準拠し、旅費制度を改正するものでございます。

項番2、主な改正内容でございます。（1）種目及び内容の改正をご覧ください。①鉄道賃につきましては、現在、特急は片道100キロ以上の場合でしか利用できないなどの制限がございますが、この制限を廃止し、公務の内容、日程、移動に係る時間的コスト等を踏まえた柔軟な利用を可能とします。

②宿泊料、③旅行雑費の廃止、宿泊手当の支給につきましては、別紙に詳細をまとめております。恐れ入りますが、3ページの別紙をご覧ください。まず、左側、現行の宿泊料ですが、夕朝食代を含む1泊当たりの費用を定額支給しています。右側、制度移行後は宿泊費と名称が変わり、都道府県別に上限はあるものの、素泊まりに関する費用を実費支給いたします。また、夕朝食代を含む諸雑費代として定額の宿泊手当を創設いたします。続いて、旅行雑費でございます。現行の欄、昼食代等の諸雑費及び出張先の同一地域内の交通費に充てるための旅費として支給しております。制度移行後は、この旅行雑費を廃止しますが、出張先の同一地内での交通費は鉄道賃等として、また、公務上タクシーを要する場合については、その他交通費として旅費を実費支給いたします。ただし、出張時以外の通常勤務との整合を図るため、昼食代については不支給となります。3ページの下には今ご説明した内容について詳細を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

恐れ入りますが、資料1ページにお戻りください。（2）運用の改正についてです。今回の改正により、旅行命令の紙による様式類を廃止し、システム化を促進いたします。また、旅費の支給対象に旅行代理店などのパッケージ旅行を含めるほか、支払いのデジタル化に対応するため、クレジットカードによる支払いも可能とします。その他、今回の改正に際し、職員に対してアンケートを実施しており、その結果を踏まえた改善を行います。

恐れ入りますが、資料の2ページをご覧ください。項番3、改正する条例でございます。一番下に記載の職員の旅費に関する条例を改正することに伴い、区長、教育長、区議会議員、各種委員等に関する各条例について、用語の改正が必要となります。そのため、資料記載の計11件の条例を改正いたします。

次に、項番4、施行日でございます。各条例は、令和8年4月1日からの施行を予定しております。

項番5、補正予算額（案）でございます。システム改修経費といたしまして、令和7年度から8年度にかけて2,107万1,000円を限度とした債務負担行為補正を計上しています。

次に、項番6、今後の予定でございます。令和8年4月1日に本条例を施行し、運用開始す

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るとともに、それ以降、システムの機能改善に伴う改修を行う予定でございます。

以上が報告事項でございます。

それでは、第72号議案、東京都台東区職員の旅費に関する条例についてご説明いたします。

恐れ入りますが、第72号議案をご覧ください。国家公務員等の旅費に関する法律等の改正が行われ、国及び地方公務員の職員との間に均衡を逸しないよう適切な配慮を行い、条例でこれを定める必要があります。そのため、本議案は、先ほどご説明した内容に伴い、議案2ページの冒頭に記載のとおり、本条例の全部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、報告事項にお戻りの上、4ページの新旧対照表をご覧ください。条例の附則第7項から第17項は、区長、教育長、区議会議員、各種委員等に関する各条例において必要な用語の改正を行うものです。新旧対照表には各条例の改正が附則の何項に当たるものなのか、また、その改正内容を明示しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、提案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 ただいまの説明について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですね。

○委員長 次に、情報システムの標準化について、情報システム課長、報告願います。

情報システム課長。

◎廣瀬幸裕 情報システム課長 それでは、企画財政部の報告事項の5番、情報システムの標準化について説明いたします。

資料3をご覧ください。項番の1、特定移行支援システムの追加と対応についてです。

（1）子育てシステム及び児童保育システムの標準化移行システム事業者より、人材などのリソース不足により令和7年度内の標準準拠システムへの移行が困難である旨の申出がありました。そのため、事業者や所管課との協議を踏まえ、安全かつ確実な移行を進めていくため、令和8年度以降に標準化する特定移行支援システムとして、令和8年度、令和9年1月での移行に向けて進めてまいります。

次に、（2）特定移行支援システムの追加に伴う対応についてです。丸の1つ目、現行の子育てシステム及び児童保育システムを令和8年度も引き続き使用するため、令和8年1月に標準化移行するシステムとのデータ連携作業を行います。丸の2つ目では、標準化の移行時期が令和8年度になることから、行政事務標準文字への対応についても同じ時期での対応を進めてまいります。

次に、（3）補正予算額（案）についてです。標準化の移行時期を令和8年度に見直すことに伴い、子育てシステム、児童保育システムの標準化移行経費、合わせて7,210万5,000円を繰越明許費といたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、項番の2、今後の予定です。令和8年1月から今年度移行する標準準拠システムでの移行を行います。また、令和8年度には今回の報告を含めた特定移行支援システムの移行を行います。

2ページの別紙には区の標準化対象システムと移行時期、対応する国の標準化対象業務の一覧のほうを掲載しております。

資料3についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですね。

○委員長 それでは、関連する理事者報告事項も含めて、第67号議案、第68号議案及び第72号議案の3議案について、ご審議願います。

早川委員。

◆早川太郎 委員 いいですか。先日の子育てとか保健福祉委員会で報告あったんですけど、介護や障害サービス事業者、あとは保育所等への物価高騰対策とか、あと小児インフルのフルミスト対応の拡充とか、新型コロナ定期接種の自己負担額の変更というのが報告されたんですけど、補正予算に計上されていないんですが、その理由を教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 答えいたします。

私どもといたしましても、当初予算の内容を変更する場合、それから新たな内容を実施する場合は、補正予算を編成いたしまして、議会におはかりすることが原則とは考えております。一方で、例えば国や都の動向が急に決まった場合や速やかに実施をしたほうが望ましいものにつきましては、緊急性やかかる経費などを総合的に考慮いたしまして、既定経費で対応させていただくこともございます。

先日の所管委員会で報告をした物価高騰対策につきましては、国や都の動向を鑑み、迅速に支給をするため、それから、小児インフルエンザワクチン接種費助成におけるフルミストの追加や新型コロナワクチン定期接種の自己負担額の変更につきましては、いずれも助成や接種の開始が本日10月1日からということで、早く周知をする必要があったことから、既定経費で対応させていただいたものでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今、理由をご説明いただいて、理解したので、致し方ないなとは思いますが、これら事業については、私も要望していたことなので、実施することについては大変評価しているんですけど、例えば小児インフルについては、やはり新規のワクチンの追加であったりとか、あと物価高騰対策に関しても、都に合わせて行う、早くやっていただくのは大変ありがたいんですけど、これ負担の部分もたしか区がうまく都の助成とかみ合わないような形で入

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れている部分もあるので、負担の部分もあるんだと思っています。

私は、予算計上って区の姿勢をしっかりと示していくものだと、すごく重要なものだと思うので、本当に今回、大変いい取組をするわけですから、やはり補正予算でしっかりと計上してほしかったのと、意見だけ言わせていただいて、今回の補正予算に関しては賛成します。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

第67号議案、第68号議案及び第72号議案の3議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第4、第80号議案、千束公園再整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第80号議案、千束公園再整備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため提案させていただくものでございます。

また、工事内容につきましては、本年5月23日開催の産業建設委員会におきまして、所管課の公園課からご報告をさせていただいております。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は制限付一般競争入札です。項番3、契約の金額は消費税込み2億1,615万円で、項番4、契約の相手方は株式会社理研グリーンでございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、3者による入札となり、第1回目の入札で落札者が決定したものです。工期につきましては、令和8年7月31日までとなっております。

次のページをご覧ください。工事概要につきましては記載のとおりです。

本議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(発言する者なし)

○委員長 いいですね。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第6、陳情6－6、原発ゼロと再稼働反対についての意見書の提出を求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、前回の委員会で継続審査となったものであります。

それでは、本件について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 おとといの報道ですかね、東芝が子会社、アメリカの原発メーカーのウェスティングハウスですね、これの破産申請をするという方針を決めたという報道がありました。これは、いかに今、福島原発、これは世界に激震を走らせた事故でしたけれども、この後、やはり原発にかかる費用が、これがやはり安全のためにはこれだけのことをやらなければいけない。格納容器の二重だとか、あるいはコアキャッチャーだとか、日本は残念ながらそれ義務づけていませんけれども、そういうものでどんどん膨らんでいって、今、1基大体新設で2兆円と言われてますよね。そのぐらいになるような原発建設経費の増大というのを非常に象徴的に示したわけですね。ウェスティングハウスそのものの不正の問題も当初ありましたけれども、しかし、あれだけの重荷を東芝は買って出たわけですよ。ただ、ここで破産して、もう損切りをしないと本体が生き残ることが大変になるということで決断されたというふうに思います。

あのことで明らかなように、原発というのは本当に金がかかる重大なあれです。この大体3年間というのも、2年前ぐらいまでの3年間ぐらいを見ますと、2023年ぐらいまでを見ますと、大体3年間に私たちの払っている電気料金のうち、北海道から九州まで原発を維持するために払っている、それに転嫁されているのというのは17兆円。これはいわゆる再エネ賦課金と言われている14兆円よりも大きいんですよ。そういう点では原発を維持することそのものが大変な電気料金の負担になっていると。しかも、GX法ができて以降、もう完全に政府は行け行けになってしまって、今までは原発は縮小・廃止の方向に向けて抑制的である流れを全く一気に180度変えてしまったわけですね。

ですから、そういう点では、もう今、どれだけじゃあ原発を推進するために錬金術ができるかというような議論がもう始まってしまっていて、この間の委員会でも、この間というか、1定の委員会でも、私、言いましたけれども、今、イギリスで行われているようなRABモデル

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですね、あるいは今回4つの原発が落札した長期脱炭素電源オークションという、私たちの電気料金に最終的には跳ね返って回収をしようという、こういうまさに国策みたいなことになってきているわけです。そういう点ではどこまで人の安全と私たちの財産を食い物にするのかと。あと、再エネの推進をどこまで阻むのかという点では、今、本当にこの原発推進に、今、再エネを中心にして温暖化対策に対峙していこうという中で、日本だけが本当に原発頼りでという、180度変わってしまったという、これは本当に重大だというふうに思います。

そういう点では、こういうものはきちんと採択をして、とにかく逃げ道のない地方から、事故が起きたときには逃げられないわけですから、そういう点では、そこからこういう陳情は採択をしていくという必要があるというふうに思います。なので、採択を主張します。

○委員長 ほかに。

早川委員。

◆早川太郎 委員 すみません。今までずっとうちはいろいろ言っていますが、その部分が変わっていないので、うちは継続をお願いします。

○委員長 ほかに。

富永委員。

◆富永龍司 委員 うちのほうの会派としても、今のところの意見変わっておりませんので、継続とさせていただきたい。

○委員長 継続ね。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 継続で。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 継続をお願いします。

○委員長 よろしいですか。

◆拝野健 委員 はい。

○委員長 よろしいですか。継続で。

◆ 委員 お願いします。

○委員長 いっぱいネタを考えてきてください。

これより採決いたします。

本件については、継続の意見が多数でありますので、継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、案件第7、陳情7-13、旧東京北部小包集中局跡地に子どもたちが思いきりスポーツできるスペースをつくることについての陳情を議題といたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本件は新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を朗読させます。

（櫻井議会事務局次長報告）

○委員長 また、本件は、理事者報告事項、用地・施設活用担当の1番、清川二丁目プロジェクトについてが関連いたしますので、初めに報告を聴取し、報告の質疑は陳情をご審議いただく中で一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、清川二丁目プロジェクトについて、清川二丁目プロジェクト推進課長、報告願います。

清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 それでは、用地・施設活用担当の報告事項1番、清川二丁目プロジェクトについてご報告いたします。

資料4をご覧ください。1、概要です。清川二丁目用地の活用については、現在、優先交渉権者であるイオンリテール株式会社と基本協定締結に向けた協議を行っています。また、清川二丁目プロジェクトの基本構想策定に取り組むとともに、にぎわい、交流に資する地域交流機能の検討に当たり、区民アンケート及び地域との意見交換会を実施いたしました。

2、（1）区民アンケートです。ア、実施概要は、無作為抽出した13歳以上の区民3,000人を対象にアンケートを行い、978人の方から回答をいただきました。

イ、結果概要です。①地域交流機能としてのスペースの重要度です。アンケートの選択肢とした地域交流機能のスペースについて、重要度を「とても重要」「重要」「どちらとも言えない」「あまり重要でない」「重要でない」の5段階の中から選択していただきました。結果になりますが、「とても重要」及び「重要」と回答した割合は、子供が伸び伸びと様々な遊具で遊べるスペース、カフェ・レストランなど飲食ができるスペース、運動やスポーツなどに利用できるスペース、くつろぎながら様々なジャンルの本が読めて、飲食や会話もできる図書スペース、憩いの場として気軽に談話などができるフリースペースの順で多くなっています。また、居住地域別で見ますと、北部地域を除く全地域で子供が伸び伸びと様々な遊具で遊べるスペースの「とても重要」及び「重要」と回答した割合が最も多くなっている一方、3ブロックの北部地域では、カフェ・レストランなど飲食ができるスペースの同割合が最も多くなっています。

恐れ入りますが、資料2ページをご覧ください。資料上段になります。家族構成別では、単身及び2世代は、子供が伸び伸びと様々な遊具で遊べるスペース、夫婦のみ及び3世代は、カフェ・レストランなど飲食ができるスペースの「とても重要」及び「重要」と回答した割合が最も多くなっています。また、年代別では、30歳代、40歳代で子供が伸び伸びと様々な遊具で遊べるスペース、10歳代は個人やグループで利用できる学習スペース、20歳代はカフェ・レストランなど飲食ができるスペースの「とても重要」及び「重要」と回答した割合が最も多くな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っています。

②施設の整備における工夫の重要度では、避難所や防災備蓄倉庫など災害時に役立つ施設、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設、子供から大人まで多世代が利用できる施設の順で「とても重要」及び「重要」と回答した割合が多くなっています。また、避難所や防災備蓄倉庫など災害時に役立つ施設、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設については、地域を問わず幅広い年代や家族構成で「とても重要」及び「重要」と回答した割合が最も多くなっています。

③施設を利用する場合の主な交通手段は、自転車が最も多く、次いでバス、徒歩となっています。

(2) 地域との意見交換会です。ア、実施概要は、清川二丁目用地周辺の町会を対象に、資料記載のとおり実施をいたしました。

3 ページをご覧ください。イ、結果概要です。①新しい施設に整備してほしい機能につきましては、孫を連れて遊べるような場所が区内に少ないので、小さい子供が屋内で遊べるような場を整備してほしい、子供が運動できるようなスペースが欲しい、飲物を飲みながらゆっくり本を読んで滞在できるようなスペースが欲しいなどのご意見がありました。②施設整備に当たって工夫してほしいことでは、緑化や太陽光パネルの設置など環境に配慮した施設にしてほしい、バリアフリーに配慮した施設にしてほしいなどのご意見がありました。③その他のご意見としては、若い世代や子育て世代が北部地域に住みたいと思ってもらえるような魅力的な施設ができるといいといったご意見のほか、地域のイベントにイオンも参加してほしいといったご意見がありました。

3、今後の予定です。今月24日に橋場一丁目町会及び橋場二丁目町会との意見交換会を実施いたします。その後、第4回定例会で基本構想、中間のまとめを、令和8年第1回定例会で基本構想最終案をご報告する予定です。

なお、資料4ページ以降に区民アンケートの結果概要を掲載しております。併せてご覧いただければと存じます。

説明は以上です。

○委員長 それでは、陳情7-13及び報告事項について、ご審議願います。

早川委員。

◆早川太郎 委員 今回、清川二丁目用地の活用に当たって、周辺町会からのヒアリングとか区民アンケートを実施した結果を報告していただいていた、今、ご報告ありましたけれど、屋内での子供たちの居場所とか、運動できる施設のニーズが高かったことなど、これらの区民の声、私が地元で聞いていた内容とある程度同じであったので、再確認できてよかったなとは思っているんですが、ただ、そもそもこの用地、北部のまちづくりのキーとなる施設とするとされていた用地だったはずで、本来は北部をこういうまちにしたい、だからこの施設にはこういう機能をという形にならないと、統一的なまちづくりというのがなかなか進んでいかないので

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はないかなって懸念しているんですけど、昨年の決算の総括質問で石塚議員からも、ちょっと長くなりますけれど、地区全体を将来どのようなまちにしたいかというビジョンが見えない、都市計画マスタープランではまちづくり推進重点地区に位置づけられているけれども、旧小包跡地の活用以外には防災性向上や交通利便性の向上などの方針のみで、具体的なまちづくり構想までは示されていない、将来の北部地区をどのようなまちにしていくなのかという質問がありました。

私も令和6年度の予算を審議したときの委員会で、北部地域については、本当にウォーターフロントですし、リバーサイドとか、たなかなどのスポーツ施設、大型スーパーもあります。病院もあるし、ショートステイを実施している特別養護老人ホームもあって、そして安心して預けられる保育園も充実しているし、リフレッシュに対応したいとき保育施設もある。子育て世帯とか3世代世帯が住むには、利便性の高い施設が集積していて、台東区のほかの地域に比べれば地価の高騰もまだ抑えられている部分もある。そういった地域である北部では、子育て世帯もぜひ住みたいと思えるような良好な住宅地区を目指してまちづくりを進めていただきたいと、北部地域のまちづくりについて私見を述べさせていただいていたんですけど、そういうまちづくりのキーとして、この用地には、今回、区民の声としてニーズの高い屋内での子供たちの居場所とか、水泳とかもできる、そこまでも含んで運動できる施設を準備してほしいなど。これは要望なんですけれど。

例えば、区として北部のまちづくりのビジョンが明確化されていれば、今、北部のまちづくりの一環として実施しているリノベーション型まちづくりだって、そのビジョンに合致したりノベになるはずですし、今のリノベは、都市マスタープランにある北部地区の将来像「人々が共生し住み働き続けられる便利なまち」の実現に向けて、近隣型を意識して取り組んでいるというのを聞いていますけれど、もっと具体的なビジョンがあれば、そのビジョンに合ったリノベを推進していくことで統一的なまちづくりが進んでいくんだと思っています。そのためには、例えば他自治体がやっているようなリノベスクールなどを通してビジョンに沿ったリノベを実施していく人材を育成していく、そういう必要性もあるかもしれませんが、現行のマスタープラン、都市マスにおいては、北部地区のまちづくりの取組は、やはりちょっと総花的だなという印象があって、現在、実際に進めようとしている内容とはやや乖離が見られている部分もあるのかなって思っていて、ただ、都市マスというのは本来そうした性格を持っていて、ある程度やむを得ないなとは思っているんですけど、ようやくその清川プロジェクトが動き始めて、まちづくりと連動することで、このまちを全体的によりよい方向へ導く契機となるはずだと私は信じていて、ビジョンとまではいかないにせよ、まちづくりの方向性を示すことというのは本当に必要なんじゃないかと思っています。

この用地の基本構想ができれば、周辺地域で例えばマンション建設など開発が進んでいくんじゃないかと思うんですけど、区や事業者などが地域の目指す方向性を見定めて取組を進めることが重要で、ばらばらな取組が進められてしまうと、よいまちを形成できなくなってしまう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うんじゃないかな、そのためには、そうならないように事前に方向性を示してほしいなと本当に思っています。今後、清川プロジェクトの計画が示されると思いますが、それに併せて改めてこの地区のまちづくりの方向性を整理して提示していただきたいと、これは本当に強く要望します。

陳情に関しては、言っていることの趣旨、私もそうしてほしいなとは思っていますので、趣旨採をお願いします。以上です。

○委員長 ほかに。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 こちらの陳情と報告なんですけれども、報告につきまして、今、早川委員からの意見で、やはりまちづくりのコンセプトがあって施設が決まっていくというのは、私もまさしくそのとおりだと思っています。

今回のアンケート結果を見たところ、やはり子供に優しいというか、スポーツできる施設、また、伸び伸びとした遊べる公園というのは、やはり子供の運動と、スポーツ施設と親和性があると思っていて、子供たちのことを考えたフィジカルな教育とかいうこともできるという意味で、透けて見えるのは、やはりこの地域の方々、もちろんこのアンケート、この地域の方だけじゃないんですけれども、私もこの地域すごく、中学がもともとその辺だったこともあって、同世代とかと話していると、やはり若者世代、子育て世代に優しいようなまちにしてほしいという思いは透けて見えるかなというふうに思っていて、それが区が目指すまちづくりかどうかというところはまた議論あるんですけれども、そういった地域の要請があるということは感じて取っています。なので、これも地域のまちづくりに対する思いの方向性の一つなのかなというふうに捉えております。

また、陳情につきましても、おおむねそれと同等のことが書かれていると思っており、ぜひこういった気持ちは、意見は大事にしていきたいなど。この施設のこともそうですし、まちづくりの方向性についても同様のことが言えると思っています。

そういった観点から、陳情につきましては、このアンケート結果とおおむね違いがないという部分もございまして、趣旨を了として、採択というふうに思っております。報告については了承です。趣旨採択。

○委員長 趣旨採択。オーケー。

富永委員。

◆富永龍司 委員 北部のまちづくりの本当に拠点となる大事な施設であって、ここにどういう施設が入ってくるかというのはまちづくりの基本となります。それは私もよく感じております。

その中で、ただ、そういつても限られたスペース、それほど大きい、難しいですね。大きいと言っていいか。スポーツといっても野球場ができるわけでもないでしょうし、もちろん、こういったスポーツが入ってくるのかも。スポーツも大事だと思いますが、やはりこれアンケ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一ト見てみると、子供たちが伸び伸び遊べるって、スポーツというと、これ区切り難しいので、スポーツってある程度ルールがあるものであると私は思っています。この中で1位になっている子供たちが伸び伸びとか、孫とということがあって、そういうことで、やはり台東区でよく聞くのは、雨の日、行くところないよねという声は聞いていて、私が親のときは、青山のこどもの城かな、ぐらいまで行っていました。あそこまで電車に乗って通って、子供たちと日曜に遊ぶ。今は、孫と行くときは、それこそスカイツリーの中にあるんですけど、ああいうところは有料で、なかなかお金がかかっていくのは大変で、確かに孫と過ごす時間はプライスレスですから、それはそれでいいんですけども、そういった中の声を聞いていくと、この場所の中にどういうのを造るか。スポーツ施設も大事です。そのスポーツの種類がいろいろあって、どういうスポーツを入れるかでやはりまちづくり、今の若い子のスポーツといえば、今、オリンピックで日本強いですけど、スケートボードなど、あります。これは若者に受けるでしょうが、我々みたいな高齢者はとてもできないようなスポーツになってくるので、どういうものを入れるのかは難しい。でも一番はやはり特に小さな子供たちが伸び伸び過ごせる場所ということを考えていくと、そこも含めて、スポーツだけではない、そこも含めてということを考えて、うちの会派としては趣旨採択とさせていただきます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 アンケートを見させていただいて、概略、概要ですね、本当に、数もそうですけれども、年齢とか、地域とか、ちゃんとしっかり台東区の皆さんの意見を酌み取っていただいたなという、今後進めていくに当たって、本当に活用できる充実したアンケートをやっていたなというふうに感じております。あわせて、課長も携わっていただいたと思うんですけど、平成28年に行った地域のワークショップで結果として防災とにぎわいの拠点ということで意見合意したんですけども、それにもお墨つきをつけられるような今回のアンケートになったなというふうに本当に安堵しているところでございます。

一つ気になったのが、地域の意見交換会、これまで地域の声ということで町会さん中心に伺うときに、町会さんは現在、ご存じのとおり、どちらかというとご高齢の方が中心に踏ん張っていただいている状況の中なんですけれども、こういった意見交換会ですと、その方々が中心となりますので、致し方ない部分でもあるんですが、ちなみに、この地域の意見交換会、20代とか30代の方は参加されたんでしょうか。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 周辺町会と実施しました意見交換会の参加者になりますけれども、20代、30代の方も参加をしています。

また、今後、橋場一丁目町会、橋場二丁目町会とも意見交換会をやっていきますので、その際にも幅広い世代の方に参加していただけるよう、町会にもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○委員長 寺田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 委員 安心しました。やはりこの清川二丁目プロジェクト、これまで代々の課長さんが汗流しながら、地域の声を聞きながら進めてきて今に至ってはいるんですけれども、今後、実際、具体的に進めていく中に当たって、地域の方もそれをご理解いただいて、20代、30代の方も声をかけながら参加されているんだなというふうに、本当に一つ一つ形にしていっているんだなというふうに実感しております。

あと気になるのが、今、小学生世代、これアンケートが13歳以上なんですけれども、小学生世代、私の子供たちはもう成人になりましたけれども、お子さんがいる家庭では、やはりお子さんの声を中心に動くと、行動すると思うんですね。子供たち、小学生の児童たちも、お考えもしっかりしてきて、意見もはっきり言う子供たちが多くて、そんな中で、子供たちの声を聞いてもらいたいなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 今回のアンケートは、委員おっしゃったように、13歳以上を対象にして実施をしております。

今後、12歳以下の小学生ということで、近隣の石浜小学校とか東浅草小学校の子供たちにも意見を聞いていきたいというふうに考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 ぜひともよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、現在、イオンさんと協定協議、進めていただいていると思うんですけれども、可能であれば、この充実した区民の声を届けられるのであれば届けてほしいなと思いますし、その辺について確認したいのと、お披露いただける範囲で、協議の進み具合ですね、教えていただければと思います。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 まず、アンケートの結果とか意見交換会のそういった区民の声をイオンに共有しないのかということのご質問の趣旨だと思います。

その点については、区民アンケートの結果とか意見交換会の中で非常に施設の活用に係る区民の皆様の貴重な意見を多くいただいておりますので、そのことをイオンにしっかり伝える必要はあるというふうに考えています。今後の協議の中でそういったものはイオンに提供していきたいというふうに考えております。

2点目のご質問は、イオンとの協議は順調に進んでいるかというところの趣旨でお答えさせていただきます。

イオンとは、この間、月一、二回程度のペースで協議を行っております。協議の内容につきましては、基本協定締結に向けて協議すべき事項とか、プロジェクトの中にほかの施設として清掃車庫などもございます。そういった施設の今後のスケジュールとか、また、先ほど申しましたような地域へのプロジェクトに係る説明状況なども共有なども協議内容として協議を行っているようなところです。引き続きイオンとは必要な情報を共有を図りながら、地域交流機能

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

や、また地域との連携などについて、しっかり協議を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 この区民の声をしっかり届けていただいて、充実した最高の協定が結べるように進めていっていただきたいんですけども、決して妥協はしないと思うんですが、しっかり進めていきながら、いつぞや申し上げましたけれども、優先決定事業者さんはイオンさんでありますけれども、次点のところも一応選定委員会では合格を出しておりますので、ぐいぐい攻めていただいて、できなければもう引いていただくことも考えながら、遠慮することなく進めていっていただきたいなって、区民のためにやっていただきたいなって思います。

私もこの間、議長にも勧めていただいて、赤羽とか、また横浜高田ですか、同じ規模のイオンスタイルさん、見てきました。おひさまテラスとはまた違った雰囲気、小包跡地と同じぐらいの規模の、見させていただきました。中には日本全国対応の処方箋が扱える薬局さんとか、また365日営業を行っている小児科さんとか、やはり地域に根差したイオンスタイルさんって、やはり本当に地域のことを考えながらつくっていただいているんだなって、それぞれの地域ごとの声、ニーズに合わせてつくっていただいたんだなというふうに感じました。期待しておりますのでよろしくお願いします。

陳情については、アンケートと同じ方向性だと思いますので、趣旨採択をお願いいたします。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 陳情に対する姿勢とか質問はちょっと後にして、やはりこの問題で、私は予算の委員会の総括で、あくまでもイオンは反対ということを申し上げました。その理由も言いました。ただ、ここまで来たら、そればかり言っているわけにもいかないという面と両方あるんですね。そういう点ではちょっとチェックをさせていただきたいと。

まず、この間、いわゆる選定委員会の附帯意見に関わる区議会での審議が何回か行われていますけれども、特に今年の1定の産業建設委員会ですね、あるいは予算委員会でも若干言われたと。その中で理事者は、スーパーにプラスアルファするとか、あるいはスーパーの中ではなくオンする、あと、上に載っけて一つの形にするというふうな様々な表現を使っているんですね。そういう点ではどれが正式な見解なのかということについてはいかがですか。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 令和7年、第1回定例会の産業建設委員会におきまして、民間施設に付加する形で区によるにぎわい、交流に資する地域交流機能の整備に向け、具体的な施設内容の検討を行うというふうにご報告をしております。これに基づいて、民間施設に上乗せする方向で公共施設の検討を進めております。現在、清川二丁目プロジェクト全体の考え方を示す基本構想の検討を行っておりまして、地域交流機能の用途、規模などの整備の概要につきましては、改めて第4回区議会定例会にご報告させていただきたいというふう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ということは、今、上に載せるということというのはつまり一、二回イオンが提案しているわけで、その上階にいわゆるにぎわい、交流を、機能の部分載せるという、そういう公式な見解ですね。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 先ほどのご答弁と重なりますけれども、第1回定例会の産業建設委員会における報告に基づいて、民間施設に上乗せする方向で公共施設の検討を進めていると。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その点ではっきりまずさせなければいけないというふうに思います。ということは、当初の提案そのものが、あそこの敷地の中の分割をどうするかという点で、それ以外ないといえないんですよね、確かにね。ですから恐らくそうなんだろうと思ったけれども、答弁が曖昧だったので、私はそういうふうに聞いたんですね。

もう一つは、イオンはこの提案の中で、スーパーだけではなく、コミュニティ拠点と、多世代交流スペースというのを提案して選ばれているんですね。これというのは附帯意見とかぶるわけですが、附帯意見だとか、この間の区議会審議などについて、イオンはどんな受け止め方をしているのかと。これについてはいかがですか。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 清川二丁目用地にまず地域交流機能が必要としたというのはまず区であります。また、民間提案公募において、地域交流機能、提案も求めたのも区でございます。また、選定委員会からにぎわい、交流に資する地域交流機能がさらに充実されるよう区として検討されたいとの附帯意見がされています。このため、地域交流機能については、区が主体的に検討を行っております。

地域交流機能については、イオンも積極的に行っていきたいというふうなことは協議の中で伝えられておりまして、区の検討結果を踏まえまして、イオンの多世代交流スペースなどで実施する取組については、柔軟に対応していくというふうにイオンも述べています。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、皆さんがおっしゃっていたのは、イオンにきちんと物を言えという、これですね。それというのも、突然出てきた2案が両方ともスーパーで、区民からしてみれば、その2つのうちのどちらかを選びみたいアンケートをやって、100ちょっとしか集まらなくてというね。今回のアンケートは3,000で1,000ぐらい集まっていますよね。これ2年前にやっていたら全然変わっていたわけですよ、率直に言って。だからそういう点では、いや、本当にそうです。区が主体的って言ったって、区が主体的に2年前にやればおのずとイオンなんていうものは出てこなかったわけだから、そういう点ではむしろ子供たちとか高齢者との交流ス

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ースというのはもっと広くイオンのスペースまで含めて取れたかもしれない。

だからそういう点では、私、一番大事なのは情報公開ですね。つまり決め方がどういうふう
にガラス張りになるかという問題がこれからおろそかにされたら、それこそイオンにお引き取
りいただくしかないんですよ。ただ、これというのはイオンだけの責任ではなくて、台東区
の責任でもあるというふうに思うんですね。議会の責任だってあるんですよ、率直に言ったら。
そういう点では、今後のイオンとの協議とか検討状況をガラス張りにできるだけ、可能な限り
ガラス張りにしていく上ではどのような情報提供を区民とか、もちろん議会に対してもですけ
れど、やっていくのかと。これについてはいかがですか。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 イオンとの協議状況をはじめまして、清川二丁
目プロジェクトの検討状況について、区民の皆様には丁寧に説明をして理解を得ていくというこ
ろは重要であるというふうに考えております。区民アンケートの結果ですとか基本構想につ
いて、広く今後、ホームページ等で周知していくほか、地域の皆様に説明の場を設けていただ
くなどして、区民の皆様に分かりやすく情報をお伝えしていきたいというふうに考えておりま
す。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私は、今回のアンケートよかったなと思ったんですね。私の地域、歩いてい
たら、こういうのが届いているよって区民の方から言われて見たら、アンケートの中身、非常
にいいアンケートの中身になっていましたよ。だからこれ本当に、今言ってもしょうがない。
2年前にやっていたらなんていうふうに思います。ただ、イオンと区はもちろん協力、協働し
ながらやっていく方向であることはそう思うんですけども、私、この予算の特別委員会のと
きの総括で言ったのは、区が貸しているというか、まだ形態も分からないんですけども、多
分定期借地になると思うんですが、その形になったときに、区が貸している土地でできたスー
パーが地域の商店街の客取っていいのかという質問をしました。それは本来、北部地域の、先
ほど早川さんからあったけれど、活性化と逆行するからですよ。

そういう点では、そのときに理事者は、商業施設により誘客が期待できると、あと同時に企
業から地域活動や災害対策への協力も提案されていると、2番目の問題は、これはちょっとあ
れですけども、商業施設により誘客が期待できると、こんなふうに言うんですけども、し
かし、地域への波及ですね、つまりバキューム効果だけではなくて、地域にどうやっていわゆ
る地域内再投資が進むのかというのがなければ、やはりそれは北部のまちづくりに貢献する
ということできないわけで、そういう点ではその方針というのがやはり今までの議論の中では
なかなか見えないんですけども、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 イオンのほうからは、スーパーマーケットとか
カフェテリアのほか、災害時における一時避難所とか食料品の提供、また、多世代交流につな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

がるイベントの開催なども提案をされています。これに加えて、区として地域交流機能を備えた施設を設け、お互いの相乗効果による集客を促進することで、北部地域へ人の流れができるというふうに考えています。それらを生かしまして、周辺への回遊につなげることで、地域全体の活性化が図られるというふうに認識をしています。

このプロジェクトによって生み出されたにぎわいと活力を地域全体に波及させて、区全体の活性化につなげていくということが重要であるというふうに考えておりまして、そのために必要な取組などにつきましては、庁内で引き続き議論を行っていきたいというふうに考えています。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そこもものづくりの歴史のある、蓄積のあるまちですので、そういう点ではそういうまちを回遊できる、それは本当にあそこまで靴の産業が、皮革、履物産業が衰退してしまうとなかなか大変。だけれども、若い人たちはまだ育っていますから、そういう点ではそういう人たちも希望が持てるようなやはりまちにしていけるというのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

最後ですけど、建物の所有権ですね、あと整備・運営手法、これについて、現時点でどういう考え方をしているのか。これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 公共施設を区分所有とするか、また賃貸借とするかにつきましては、用途や規模などを踏まえまして、それぞれのメリット、デメリットを比較して判断する必要があるというふうに考えています。現在策定を進めている基本構想の中で区の考えを示していきたいというふうに考えてございます。

また、整備手法や運営手法につきましても様々な手法がございます。地域交流機能の用途、規模の検討結果を踏まえまして、来年度に策定を予定している基本計画の中でよりよい手法について検討を行っていききたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 年度末までにとすることは、所有権等に関わる、あるいは今後のにぎわい、何でしたか、交流か、いうものについての大体、具体的には決まらなくても、このようなコンセプトだと、あとその運営とか手法についても基本構想の中でほぼ提案するということがなんですね。

○委員長 清川二丁目プロジェクト推進課長。

◎伊藤慶 清川二丁目プロジェクト推進課長 年度末に策定を目指して今検討を進めている基本構想の中におきましては、公共施設の先ほどご質問ありました区分所有にするのか、賃貸借にするのかということについては示していきたいというふうに考えております。

また、整備手法や運営手法につきましては、基本構想の中で決めるのではなく、その次の基本計画の中で決めていききたいというふうに考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、これって一つ決めるとあとの手足を縛るんですよ。逆に決めないと前に進まないという、こういう自家撞着に陥る進め方をしてきちゃったんですよ。区がきちんと政策目的を持って、にぎわいだとか活性化だとかって抽象的じゃなくてですよ、もうちょっと、例えば今回だったらスポーツというキーワード出てきている。あるいは多世代交流だとか、そういう幾つか出てきていますよ。そういう点では、そういうものに資する施設をあそこで造るんだというなら、別にイオンに頼らなくていいわけだというのがあるわけです。

この間、旭市を議会で視察しに行きましたよね。あの旭市のを見ると、私、台東区議会が行った視察に旭市当局が来ていないことをかみつきましたよ、率直に言って。一回手を離してしまうと丸投げになってしまうんですよ、ああいうものというのは。イオン任せというふうにならないのかということを言ったら、そしたら議会事務局通して質問出して、その質問に答え返ってきましたよ。だけれどこれって、定期借地、あと、あそこは運営も含めると、指定管理を2階のところのいわゆる区が言う、私たちでいえばにぎわい、交流みたいなところをまたイオンが指定管理になっている。これって大体年間1億を大幅に超えるようなお金をイオンに払っているわけですよ。こういうやり方というのは、もちろん小包集中局は違いますよ。あそこは農地を転用して、水道引くところから始まっているわけだから。あそこに5億円、市が市民税入れているんだから。この間質問したら分かりましたけれどね。だからそれは全然違いますよ。だけれども、やはり二の舞にならないかというのを私は心配しているのは、議会としては心配するのは当たり前ですよ。

それはやはり今回の問題の根本的な原因というのは、一つ一つ先送りにして、先ほど基本構想と基本計画で決めていくのはいいですけども、基本構想を固めたら基本計画縛られるわけですよ。そうなったときに、もうイオンさんを選ぶしかないみたいな、あるいはイオンにここまでやってもらう以外、区はありませんみたいな、そういう縛られ方をしたらまずい。だから情報公開と言っているわけだけれど、その手法に、区分所有なのか賃貸なのかというふうなことにも大きく関わるんですよ、基本構想の段階で。基本構想でそれ決めるのか。その後の運営ですね。運営含めて区が本当に、例えば区がきちんと責任持って、委託はするにしてもやるのかどうなのかという点も含めて、やはり私は今回のここまで進めてきたものの最大の教訓というのは、区が具体的な政策目的を明確にできず、専ら民間の投資に頼る、こういう手法に固執したからここまで来ちゃったと。私はずっと、共産党区議団はこの土地を取得する前から提案してきました。というのは、あそこを取得するということが分かって、今、もう取得してから15年ですか、ということになりますね。しかし、平成19年、だからもっと前ですね、20年近く前ですね、18年前から活用の基礎調査報告書って出ているんですよ。このときには区はこういうことをやるって政策目標を結構言っていますよ、これ。結構言っています。それがどんどんどんどん後退してしまって、結局、手法が民間頼りになるからなんですよ。その後、プレゼンも全部民間からの提案待ちと。だけれどあそこに投資する魅力というのは住宅かスーパーしかな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かった。だからここまで来てしまったんです。スーパーが出たから今回それに乗って公的なのを載けると。そういうのが真実でしょう。今回ののはここまで来ちゃったから、私が幾ら反対したってもう詮ないことですよ。だけれども、これはやはりこれからこういうことのないように、官民協力というのは別に否定しませんよ。だけれども、今の官民協力というのは大体向こうにもうけられるやり方なんだから、そういうのというのをぜひということを強く言いたいというふうに、清川二丁目プロジェクトの問題はそれにして、陳情のほうだけちょっと簡単に、すみません、質問させていただきます。

○委員長 簡単をお願いします。

◆秋間洋 委員 まず、この間、昨日も区民文教で大分スポーツの問題が議論になっていたので、非常にいいなというふうに思ったんですけれども、区民のスポーツに関する意識調査って令和4年の7月に公開されていますけれども、こういう調査等で区民のスポーツ施設の拡充についてのニーズというのを台東区はどういうふうに認識しているのかと。これについてはいかがでしょうか。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 答えいたします。

令和4年度に実施しましたスポーツに関する意識調査では、区立スポーツ施設の満足度についてお調べしています。その中で、回答とやや回答の割合は49.7%、また、不満とやや不満の回答は20.7%でした。この不満とやや不満の理由なんですけれども、その中で最も高かったのが、スポーツ施設の不足といったものが多く回答がございました。区内の中でそういったスポーツ施設を増やしてほしいという声はあるということは認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 昨日の委員会の中の議論は、小・中学校のスポーツ、校庭だとか体育館をどうやって工夫してうまく使うか、あるいはさらに今度、リバーサイドの本当に期待されている改修がありますけれども、改築か、がありますけれども、こういう中で、何とか区民の利用が増えるように、これもなかなか先ほどの長計の目標からすると、区民のスポーツ施設の利用というのは目標まで行っていませんから……

○委員長 いっぱいですよ。

◆秋間洋 委員 いやいや、いっぱいなんです。つまり満杯で足りないということなんです。そういう点では、今、不満の理由のトップが施設の不足だということというのは、今、課長の答弁があったように、そのとおりだというふうに思います。逆に、これからスポーツの施策の方向で何を求めますかという、スポーツ施設の整備、充実というのが、これが第2位、38%というふうになっています。

そういう点では、私、今、太田委員長が言われたように、どんなふうな稼働率になっているのかというのをちょっと調べたんです、今回ね。そしたら、台東区の主な3つのスポーツ施設ですね、リバーサイドスポーツセンター、これは夜間は大体もう9割超えていますね。全部9

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

割超えています。第1競技場、第2競技場、第一武道場、全部9割超えています。たなかスポーツプラザ、これも大体80%台の後半から9割ですね。そして、柳北スポーツプラザ、これは若干そこから比べると低いけれども、やはり夜間は83%というふうになっています。あと、今度、昨日も出てきた竜泉福祉センターの稼働率ですね、例の運動場のところですけども、これ、課長が頑張られたところですけど、去年の10月が45.6%だったのが、この8月は91.1%ですよ。殺到しちゃっている。断り切れない。そのぐらい、これは屋内のところは今、屋内じゃない。リバーサイドは屋外もそうですけれども、ところですけども、とにかく満杯状態ということでは、やはり今回、区民から出ている陳情というのは道理もあるし、非常に切実な問題であると。この陳情文の中身は繰り返しませんけれども、本当に今、学校改修が続いているだけに、さらに切実になっているということを酌んでいただいて、これはぜひ今後の整備の中には最優先で位置づけていくべきだということで、陳情については採択で、趣旨採択でもいいですけども、いずれにしても採択ということをお願いしたいと。

○委員長 これより採決いたします。

本件については、趣旨採択の意見が多数でありますので、趣旨採択とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第8、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

初めに、視察日程については、諸般の事情を勘案し、資料のとおり決定させていただきたいと思います。

次に、視察都市及び視察テーマについては、資料のとおり正副委員長案を作成いたしましたので、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、お尋ねしたい事項と視察日程の詳細については、決まり次第、ご連絡いたしますので、そのようにお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については一括して聴取いたします。

初めに、私から申し上げます。

報告事項のうち、企画財政部の2番、令和7年度事務事業評価の結果については、円滑な審議を進めるため、それぞれの資料に記載の個々の事業、施策に関する質問は決算特別委員会で行っていただき、ここでは個別具体的な内容に及ぶことのないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、令和7年度事務事業評価の結果について、経営改革担当課長、報告願います。

経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 それでは、令和7年度事務事業評価の結果についてご説明いたします。

事前資料2をご覧ください。項番1、事務事業評価の概要の(1)背景・目的ですが、様々な行政需要の増大に加え、物価上昇等の影響や職員の採用が困難になっている状況の中、持続可能な行財政運営を推進していくため、事業の検証、見直しを行い、適切な業務効率化や改善を推進することが重要となっております。

次に、(2)実施方針です。こちらは今年5月の本委員会でご説明いたしましたとおり、①今年度は現行の行政計画を構成する事務事業を対象とし、②DXを推進するに当たっての職員の意識向上を図ることといたしました。

続きまして、項番2、事務事業評価の結果でございます。まず、(1)評価対象事業は312事業となりました。次に、(2)評価結果は、評価に当たっては、必要性、効率性、手段の適切性、目的達成度の4つの視点を踏まえ、各所管課が1次評価し、その後、ヒアリングを経て、区としての評価をいたしました。事業の必要性が高く、より積極的に事業を行う拡大が32事業、事業の実施方法や事務の改善を行い、より効果的に事業を行う改善が95事業、前年度と同水準かつ同手法で事業を行う維持が182事業、縮小がゼロ事業、廃止・終了が3事業となりました。なお、詳細につきましては、別紙で評価一覧表を添付いたしましたので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

次に、恐れ入りますが、2ページをご覧ください。(3)今年度評価の特徴です。3点ございます。

1点目は、令和8年度からスタートする新たな行政計画の策定に伴い、事業の必要性等を検証した結果、拡大事業の割合が高い水準となったことでございます。一例として、放課後子供教室運営事業につきまして、高いニーズがあることから、未実施校での開始を図るなどとし、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

拡大評価としております。

2点目は、目的達成度において、今年度はコロナ前に戻す形で事業成果を数値化した成果指標の達成率を用いて事業の進捗状況を評価いたしました。結果的に例年と比べて目的達成度の評価が比較的低い結果が増え、改善事業の割合が増加したことです。一例として、障害福祉サービス人材確保事業につきまして、達成率が低かったことから、事業所のニーズに合った事業内容等の検討を進めることとし、改善評価としてございます。

続いて、3ページをご覧ください。3点目は、デジタル技術を活用する視点やBPRの視点で評価を行ったことにより、各所管におけるDXの推進が図られたことです。一例として、国内都市交流推進事業では、区民参加の事業において、申請から結果通知までをデジタル化し、事務の一部を自動化して効率化を図ることとしております。

最後に、項番3、評価結果の周知ですが、本結果につきましては、区公式ホームページや広報たいとうに掲載するなど、区民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問ありましたらどうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 前回やった行計事業のトータル、全部やった令和5年度の事務事業評価と比較して、同一事務事業で見て、目標との関係で、遅れてしまっている事業というのは、比較可能な事業数でいいんですが、これについては幾つあるでしょうか。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 前回、行政計画事業を評価した令和5年度時点と成果指標の目標に対する達成率で比較をいたしますと、まず、目標達成率が数値として算定されていないものなどを除く達成率で比較が可能な事業数が153ございました。このうち、目標達成率が当時から比べると低下をし、かつ100%を下回っている事業数は56で、約37%でございました。

なお、こちらの事業数には、例えば成果指標が複数あって、一方は低下しているけれど、もう一方の指標は改善しているものや、昨年度は天候の影響でイベント参加指数が減少してしまったなどの理由で低下しているようなものも含まれております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほども次の行計への角度について申し上げたですけれども、それがじゃあ達成していないから何とかだということじゃないんですよね。ただ、前回も今回もとにかく目標から比べると大きく乖離があると、ちょっと詳しく見ると幾つかあるんですけれども、前は維持というふうにしていたんだけど、前は拡充か、とかしていたんだけど、今回は維持になっているとか、そういうものというのは、典型的なのが中学校と小学校の子供の生活習慣病健診ですね。これは全く伸びていないんですよ、残念ながら。むしろ後退しちゃっているんじゃないかな。今、不登校の子の健康診断問題というのが非常に社会問題になっているのはご存じのとおりで、そういう点では子供の健康の問題というのは心も含めて非常に大事な、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今、時期なので、これはやはり、別にこれは達成していないからどうだという意味じゃなくて、大事だなという点で、先ほどちょっと漏れちゃったので、先ほど言うの、ぜひ指摘しておきたいと思います。

あと、もう一つですけれども、119番、かがやき長寿ひろばの総合評価の文章の中で、老人福祉センター・館の在り方について検討というふうにあるんですね。

○委員長 秋間委員、あんまり細かいことじゃなくて、大枠をお願いします。

◆秋間洋 委員 分かりました。これは各論というんじゃなくて、私、このかがやき長寿ひろばという行政計画事業を評価するのであれば、老人福祉センターとか館というのは率直に言ったら別の事業なんだから、これを束縛するような表現というのはこの中で使うべきではないというふうに思っているんですが、まず、これがオーソライズされたというのはどこでオーソライズされたんですかね。私はけんけんがくがくあればやっちゃったなと思うんだけど、あんまり記憶がないもんですから。どうなのでしょう。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 所管にも内容を確認いたしましたので、私からお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、令和6年度第4回定例会の保健福祉委員会において、「かがやき長寿ひろば入谷」モデル事業の検証結果をご報告をしております。その際に、今後の取組として、本事業の区内全域での事業実施に向けて検討を進めることと併せて、老人福祉センター、老人福祉館の今後の対応についても検討するとご報告をしております。また、第9期台東区高齢者保健福祉計画においても、取組内容である老人福祉センター・老人福祉館事業の展開の検討について、計画事業量を実施とさせていただいているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 企画総務ではファシリティーのところに出てきているんですよ。ただ、あれはオーソライズされていませんから、私、本当にその辺のところというのは、少なくとも事務事業評価の中にほかの事業の評価を入れるべきではないという意見だけ申し上げておきたいと思います。

○委員長 分かりました。

よろしいですね。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年度都区財政調整当初算定結果について、財政課長、報告願います。

財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 それでは、令和7年度都区財政調整当初算定結果について報告いたします。

資料1をご覧ください。まず、台東区の算定結果でございます。項番1の特別区財政調整交

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

付金ですが、普通交付金の当初算定額は307億2,645万6,000円であり、前年度比で16億1,352万1,000円、5.5%の増となっています。

次に、算定の内訳でございます。項番2の基準財政収入額は、雇用・所得環境の改善による特別区民税の増や個人消費や輸入取引の堅調な推移による地方消費税交付金の増などにより、前年度比で27億1,783万7,000円、9.0%の増となっています。

次に、項番3の基準財政需要額は、能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費の新規算定があり、経常的経費が増になったことなどにより、前年度比で43億3,135万8,000円、7.3%の増となっています。

2ページをご覧ください。こちらの表は、都区財政調整全体の当初算定について年度対比したものでございます。表の上段の交付金の総額の欄をご覧ください。色を塗ってある調整税等の合計は約2兆3,115億円であり、前年度比で約1,222億円、5.6%の増となっています。これは固定資産税及び市町村民税法人分が増収となる見込みであることによります。その下のAの欄、令和7年度の23区全体の交付金総額は約1兆2,983億円であり、その下の欄、94%相当額、約1兆2,204億円が普通交付金の財源となっております。

3ページの区別算定結果をご覧ください。令和7年度の不交付区は、前年度に引き続き港区及び渋谷区でございます。また、前年度の当初算定との比較では、本区を含めた20区が増額となる一方、1区で減額となりました。

最後に、今年度の交付金の見通しですが、現時点では普通交付金の財源が算定額を約64億円上回っております。こちらは算定残として1月頃に明らかにされる今年度の税収の見込みを踏まえて取扱いを都区間で協議することになります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですね。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区情報化推進計画の達成状況について、情報政策課長、報告願います。
情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 それでは、企画財政部報告事項の4、台東区情報化推進計画の達成状況についてご説明いたします。

恐れ入ります。資料2をご覧ください。項番1、達成状況です。本計画は、表に記載のとおり、3つの基本目標に16の施策を掲げ、それぞれの施策に対して評価指標を設定しております。表の下から2段目の合計をご覧ください。全評価指標数28に対して達成が20、未達成が8となり、全体の達成率は71.4%となっております。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。ウ、達成している主な評価指標です。施策4、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

行政データの利活用推進の評価指標、オープンデータ公開件数では、行政資料集の情報をオープンデータ化したことで、目標の公開件数を大きく上回り、達成をしております。次に、施策10、A I・R P Aの活用の評価指標、A I・R P A導入業務における作業削減時間では、B P Rを実施の上、A I－O C RとR P Aを効果的に活用してきたことで、目標の削減時間数を達成しております。次に、施策13、デジタルディバイド対策の評価指標、ソフト・ハード両面からのデジタルディバイド対策では、高齢者を対象としたスマートフォンの操作方法に係る相談会や講座などを実施し、着実に推進していることから、達成としております。

続いて、エ、未達成の主な評価指標です。施策2、マイナンバーカードの普及促進の評価指標、コンビニで取得可能な証明書数では、計画策定時の2種類から充実することを目標としておりましたが、システム事業者から、リソースの関係上、情報システム標準化後の対応になることから、未達成となりました。引き続き対象の拡大に向けて検討を進めてまいります。次に、施策9、区役所業務のデジタルシフトの評価指標、オンライン手続比率では、事務負担を増加させないための業務手順等の整理により進捗に遅れが生じ、未達成となっております。引き続きB P Rに取り組みながら、オンライン手続の拡大に努めてまいります。次に、施策15、セキュリティ対策の強化の評価指標、情報漏えい・事故件数では、クラウドサービスの設定誤りにより漏えいしたことで、未達成となっております。研修の内容を見直ししながら、さらなるセキュリティ対策の強化を図ってまいります。

そのほか、全評価指標の達成状況については別紙にまとめておりますので、後ほどご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたらどうぞ。

早川委員。

◆早川太郎 委員 今、達成状況を報告されましたけれど、現行計画を策定したときには本当にかかなり先進的な取組を期待されていて、大変すばらしい計画だと思っていた、そのやつの進捗状況の報告なので、国の標準化の影響もかなりあった中で、達成状況が71.4%、さらに計画に記載されていない技術やツールもD Xの進化に合わせて柔軟に取り入れ実施していることを考えれば、達成率以上の評価は私しているんですけど、ただ、例えば現行計画では、テレワークのところですね、テレワークってテレワーク環境の整備が施策の評価指標になっていて、達成となっている。確かに機材などの環境整備はできているので、達成なんだろうなとは思っているんですけど、先ほど報告あった事務事業評価でもテレワークに関しては、各所管の業務特質により公平にテレワークを活用できていないという課題も上げられていて、改善となっています。もっと言うなら、やはり個人情報の取扱いが職場でしかできないということを考えると、テレワークにおいても効率的な働き方ができるような業務遂行モデルというのを構築するなど、業務効率が落ちない体制整備をしていかななくてはならないんじゃないかなんか思っていて、だからこそ当初B P Rは人事が担当していたんだと思っているんですけど、そういうこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とが進んでいって、テレワークが浸透していくのかなとは思っているのですが、そういう意味で考えると、これはいいんですけど、達成という言葉がちょっと私、しっくりこなくて、何が言いたいかというと、現行計画作成時は行政におけるDXの推進にまさにアクセルが踏まれた時期であって、新しい技術とかツールが次々に生み出されていって、その導入に向けた取組をどう進めていくかというところが主眼に置かれていたんだと思うんですね。でも今は、例えば生成AIとか、データ連携を含めたデータの利活用など、それらを活用して業務効率とか行政サービスの向上をどう図っていくかというところの視点が重要で、その課題解決に向けた道筋を構築していくことが重要なのではないかと、もっと深掘りしていくことが重要なんじゃないかなって、それが求められているんじゃないかなって私は思っています。作成当時とは明らかにフェーズが変化しているし、DXの推進って、本当に行政全般において大変重要な取組となっているので、次期計画策定に当たっては、今の計画以上に評価指標も含めてそういった計画としてほしいなって思っているんですけど、その辺、どうでしょうか。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、全庁でDXを推進していくことが重要でございまして、それにはDXのツールを積極的に、かつ効果的に活用していくことが重要で、特に事業の目的である区民サービスの向上、業務の効率化、高度化を進めていく必要があると認識しております。こうした状況を踏まえまして、次期計画におきましては、事業目的の達成、推進が図られる指標の設定に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 この間も言いましたけれど、情報化推進計画って、5年物、今はそうなんですけれど、本当に動きが速いところなので、その辺の次期計画期間の問題も併せてちょっと次期計画に関しては検討していただきたいなと要望して、終わります。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 現行計画の基本目標の2ですけれども、これ11ページのところですが、行政運営の効率化・高度化に向けたデジタル化において、職員でなければできないより価値のある業務に注力という表現があります。あと、18ページに、職員はより付加価値の高い業務に従事と、いわゆるDXの果実をそちらのほうに向けていくという意味だと思うんですけど、その中身というのは具体的には何なんですか。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 職員による付加価値の高い業務につきましては、区民サービスの向上に向けた事業等の企画立案業務ですとか、区民からの相談対応など、職員が取り組むべき業務のことを指しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 分かりました。私もそれが大事だというふうに思うんですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういう点で、今年度、いわゆるBPR等をやって、9,300時間ですか、RPAか、AI、RPA等で8,000時間ぐらいの目標を立てていたんだけど、9,300時間でこれ目標達成というふうになっています。この9,300時間というのが、今、課長の答弁があったような業務に生かされているのかと。この点はどうなんですか。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 AI、RPA等の活用によりまして生み出された時間を各課がどのような業務に生かしているのかについて、具体的な状況までは把握しておりませんが、定型的な業務はロボットであるRPAに任せつつ、職員は職員でしかできない業務に生かされて行政サービスの維持、向上に寄与しているものと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それであれば、これから恐らくこの後も、次の計画もその基本的な姿勢というのは変わらない。それは私も賛同するところなんですね。そういう点では明確に、より価値のある業務とか付加価値の高い業務という抽象的な表現ではなくて、先ほど課長が言ったように、政策立案に係る部分とか、相談や調査等、調査とは言わなかったか。いわゆるAI、RPAの活用で生まれた人的リソースをそちらに向けるという明確な、具体的な表現を使うべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 DX推進の目的は、区民の利便性の向上、また業務の効率化や高度化でございます。DXによって生まれた人的リソースは、先ほど申し上げたとおり、政策立案や相談業務を含めた行政サービスのさらなる向上につなげていくことが基本であるというふうに考えております。次期計画において、このことについては触れていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 非常に大事な答弁で、評価したいというふうに思います。

というのは、国は基本的には公務員を減らすという、ツールに使うというのを明確にしているんですよ。総務省はですね。だからそういう点ではそうではなくて、むしろやはり区民サービスの向上という点で大事な、あと公務員にしかできないやはり政策立案とか、そういうところに向けていただきたいと思います。

あと、昨日大きな話題になって、先ほどもちょっと言ったんですけど、ICT教育なんですね。あとこれSNSも含めると、子供に与える負の影響がここまで大きくなってくると、やはりこれは無視できないと。つまり現在の情報化推進計画の中では個別最適化な学びだったかな、そういう表現を長計でも使っているんですけど、しかし、昨日も明らかになったように、1人1台端末が、じゃあそれを使う時間を、うちで使っている子は逆に成績がよくないと、よくないと言っちゃあいけないけれども、明確な差が出ちゃっていますよね。あと、SNSにとりこになってしまったような子供は、これは明確に成績が下がっているという数値が出

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たわけですよ。もう今ヨーロッパやアメリカでは当たり前になっている、SNSやパソコン等が、特にSNSですけれども、学力の低下とか抑鬱等について影響を与えているというのはもうCDCが言っているぐらいなんです。ですからそういう点では、やはり率直に言ったらこういう行け行けみたいなものはもうやめるときに来ていると。これは教育委員会のほうで、多分情報のほうでやると思うんですけれども、少なくとも学校でのリテラシーの向上の取組、あるいはルールづくりへの検討など、次期計画に、少なくともそのリテラシー等は計画に盛り込むべきではないですか。学校のリテラシーですけれども。どうでしょうか。

○委員長 教育改革担当課長。

◎増嶋広曜 教育改革担当課長 お答えいたします。学校教育情報化推進計画の所管である私のほうから先ほどの委員のご指摘についてお答え申し上げます。

まず、委員ご指摘の負の影響についてですけれども、SNSや動画の視聴の過度な時間を費やすということについて、勉強に充てる時間が減少したり、睡眠不足からくる学習効率が低下したりすることによる学力の低下というところは懸念されるところと認識しています。また、SNSの通知や「いいね」の数に一喜一憂したり、常にSNSを気にすることでストレスが増大して、不安や抑鬱症状等の精神的健康への影響というところも懸念されるところと考えます。

また、一方で、スマホやゲーム機など与えている保護者に対しての家庭での使用に関するルールづくり、こちらにつきましては、継続して学校と連携して啓発していくことも課題というふうに捉えております。

子供たちには学校において情報モラル等の指導を充実させまして、適切に端末を使用して学習に臨む、そういったことで学力が向上するということも言われておりますので、そういったバランスを持って進めてまいりたいというふうに考えております。次期学校教育情報化推進計画の改定に当たりまして、その辺りの考えを踏まえて検討を進めているところでございます。以上でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当にこれ深刻な事態でありまして、アメリカでは幾つも訴訟がいわゆるビッグテックに対して行われています。つまりSNSにとどまる時間をどうにかして彼らは長くしようとする。企業はね。IT企業は長くしようとする。子供はそれによって、いわゆるアルゴリズムでそこにどんどんどんどん魅了されて入っていくと。脳内物質にも、ドーパミンですけど、これが影響して、本当に前頭葉の発展が遅れていくって、こういう科学的なデータがもう出始めているわけで、出始めているじゃない。もう出て、それが争われているわけで……

○委員長 そろそろまとめてくださいね。

◆秋間洋 委員 そういう点ではやはり本当にこれを絶対に軽視するわけにはいかないというふうに思っています。

あと、別の問題ですけれども、個人情報保護をはじめ、データの利活用が広がることで、いわゆる人権が損なわれるようなことのないよう、次期計画では明確にすべきだと思うんです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が、その辺はいかがですか。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 まず、個人情報の取扱いについてになりますけれども、個人情報保護法にも明記されておりますが、区民の個人情報を適切に管理、保護することは自治体としての責務でございまして、DXを進める上で、個人情報の適切な管理は必須でございまして、つきましては、個人情報を含めたセキュリティー対策については、次期計画にも盛り込んでいきたいと考えております。

また、人権の保護につきましては、昨今、多様なデータが普及しておりまして、学習するデータ次第では、AIはプライバシーの侵害ですとか、不公平な、また差別的な判断をする場合があるということは認識をしております。公平、公正な判断が求められる行政にとりましては、AIによる回答をそのままのみにすることのないように、引き続き職員への注意喚起等に取り組んでいきたいと考えております。

こうしたAI活用のリスクについては、問題にもなっておりますので、次期計画への掲載についても検討してまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 非常にいい答弁だったのでよかったなというふうに思います。本当にその辺のところ、基本的な人権を本当に今、壊すのがSNS、ビッグテックですから、その戦略に本当に規制していかないと、社会的な、人類は本当に滅びるんじゃないかというぐらいの危機感を私は持っています。そういう点では今の答弁はよかったなと思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、カスタマーハラスメント対策の取組状況について、人事課長、報告願います。人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 カスタマーハラスメント対策の取組状況についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。初めに、項番1、概要です。令和7年4月、本区は、全ての職員が安心して働くことができる職場環境を確保し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、台東区職員カスタマーハラスメント基本方針を策定し、対策に取り組んでおります。

基本方針の策定については、4月の本委員会にご報告させていただきました。本件は、その後の取組状況をご報告するものでございます。

続いて、項番2、取組状況です。表左側の基本方針記載事項とあるものが方針に記載している基本的な対策の内容です。中央が具体的な取組内容、右側が取組状況となっております。

まず、区民等への周知啓発についてです。基本方針は、4月に公表し、ポスターや広報、ホームページ等を通じて防止啓発を継続的に実施しております。

次に、標準的な職員向け対応マニュアルの作成についてです。対応マニュアルを作成し、5月に全庁的に周知を行うとともに、管理職等に対する説明会を実施いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、職員に対する研修の実施についてです。基本方針や対応マニュアルの理解を深めるための研修を6月から8月にかけて実施し、今後も継続してまいります。研修では、対応方法だけでなく、区民等の正当な権利の擁護の必要性を改めて伝え、カスタマーハラスメントの正しい理解の促進に努めております。また、例年実施しているクレーム対応研修においても、カスタマーハラスメント対応の要素を取り入れ、継続して実施してまいります。

次に、被害に遭った職員をケアする体制の充実についてです。先ほどの説明会や研修を通じて上司や同僚による職場内規範の重要性を職員に伝えるほか、人事課のハラスメント相談窓口において、カスタマーハラスメントに関する対応相談を取り扱っております。

次に、抑止、再発防止への備えの充実についてです。業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力等を排除することを目的として、一部の職場の電話機に通話録音装置を設置する予定です。

次に、取組の検証及び見直しについては、資料記載の内容を今後実施していく予定です。

最後に、項番3、今後の予定です。令和7年11月に通話録音装置の運用を開始する予定です。運用開始については、全庁的に情報共有するとともに、ホームページ等で周知してまいります。

ご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたらどうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 前回のこの提案があったときに、基本方針の提案があったときに、私、特に検証と見直しですね、これについて要望して、今回、実施していくというこの予定については、どういうサイクルでやっていくのかは別にして、これは評価したいというふうに思うところがあります。

ただ、その上の通話録音の装置なんですね。今、課長の報告聞くと、電話機というふうにはっきり言われたんですが、これというのは対面での例えばボイスレコーダーなどを置くとか、そのようなことというのは考えていないんですね。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 答えいたします。

今回設置していきます通話録音装置につきましては、電話を対象に想定しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それでちょっとほっとしました。やはり区民との間でほっと取りますよって言うのというのは、なかなかこれって、まず関係がそこから非常に微妙なものになっていくという場合もあるので、そういう点では対面の録音というのは行うべきではないというふうに思っております。

あと、一部の職場というふうにあるんですが、これはどういう職場を想定しているんですか。

○委員長 人事課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎飯田辰徳 人事課長 設置職場についてお答えいたします。

通話録音装置の設置につきましては、カスハラの防止につながると想定していますけれども、一方で、区に対して困り事を相談しにくくなるなどの影響も少なからずあるかなというふうに考えております。こうした影響を検証する観点を踏まえて、今現在、複数の職場への設置を検討しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これ、議会報告するかどうかは別にしても、こういう職場のこういう相談とか、こういうところでこれを周知するというのは、ぜひ議会には教えていただきたいなというふうに思います。やはり一番懸念しているのは、区民が一番切実な悩みだとか相談というのを区に持ち込みにくくなるという問題というものは、これはあるわけで、そういう点では、そのところはぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、もう一つ心配なのが、個人情報保護の角度なんですね。そういう点では、いわゆる公開及び個人情報保護制度の審議会、ここでこの問題というものは、これをやるということについて審議したのかどうか。これについてはいかがですか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

こちらは、東京都台東区個人情報の保護に関する法律施行条例というものがございまして、そこに個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に重要であると認めるときは、諮問することができるとなっておりますが、本件のこの内容につきましては、これに該当しないので、諮問はしておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それは、私、どうかなと思うんですね。この間、とにかく国をはじめ、個人情報というのをとにかく軽く扱う流れとなって、例えばこれは明らかに台東区が保有する情報、個人情報ですよ、電話の録音に残るというのは。これを少なくとも一番責任のあるところで、個人情報が恐らく相当増えますよ、これで。保有する個人情報が。それをやはり審議会で、台東区、そういうことをやるというのをかけないというのは、私はこれは問題だなというふうに指摘をしておきたいと思いますが、その辺は見解ないですか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 通話録音機から結果として特定の個人を識別することとなった場合には、当然個人情報に該当いたしますので、当然それにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づきまして適正に取り扱ってまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどの、私、戸籍の問題のあれは別にしても、やはりその辺のところでの個人情報というのは非常にセンシティブな問題なので、そういう点では特に自分の声、今は顔の認証など、今回は録音だからないけれども、というのは非常に超個人的な情報です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃあそれはいいとして、保有個人情報の公開の対象にこれはなるのかどうか、これは最低聞きたい思います。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 答えいたします。

ご本人から保有個人情報の開示請求があった場合につきましては、通話記録は請求者本人が話した内容であるため、原則として開示対象となります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それは当然のことながら確認して、今、本当にどんどん個人情報は保護よりも利活用と、先ほどの情報推進化もそうですけれど、そういう流れから個人の人権を守るという立場は、やはり自治体ですから、このところは、公のところではきちんとそのところは守り抜くというふうな立場でお願いしたいと。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 すみません。通話録音装置なんですけれど、これ録音したものを何かに使うとかいう話なんですかね。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 答えいたします。

まずは、先ほどご説明させていただいたとおり、設置における影響というのを検証していきたいというのが一番の大きな思いではございます。その上で、もしカスタマーハラスメントに該当するような内容があるのであれば、その内容については、録音を確認した上で対応を取っていく可能性もあるかというふうに感じておるところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。そうすると、その後、先ほど公開するという話もあったと思うんですけれども、そうすると、録音したものが本人から請求があったら公開される、情報公開請求があるという話なんですけど、そうすると、保存期間の話になってくると思うんですけれども、その辺の管理とかはもう決まっているんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 答えいたします。

今現在、運用要綱について検討しておりまして、その中で期間について定めていく予定でございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 非常に大変そうだなと率直に思います。一応4月の前回の委員会のときには警察等にも相談しますよ、毅然として対応しますという話もあったので、どこまでそれをしていくのかなというところも含めて、慎重に進めていただけたらと思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、区有地の売却について、柳北公園トイレ改築工事請負契約の締結について及び道路舗装工事（07－10）請負契約の締結について、経理課長、報告願います。

経理課長、頑張ってください。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、総務部の報告事項４番、区有地の売却についてご報告いたします。

資料８をご覧ください。本件は、去る９月２４日の交通対策・地区整備特別委員会におきまして、所管課である地域整備第一課から報告をさせていただいている案件でございます。

項番１、売却物件は、住居表示で東上野４丁目７番、旧下谷小学校跡地の一部で、面積は３６３．８５平方メートルです。

項番２、売却先は東京都でございます。

項番３、売却理由は、現在進めている土地区画整理事業の施行協定に基づき、上野警察署が庁舎の移転改築に要するとしている敷地面積２，４５０平方メートルを確保するため売却するものです。敷地図をご覧ください。土地区画整理事業により、現在、警視庁の換地は青色で示した部分で、２，０８６．１５平方メートルでございます。移転改築に要する２，４５０平方メートルの不足分として、緑色で示した区敷地１，７９１．３９平方メートルのうち、網かけ部分３６３．８５平方メートルを売却いたします。

項番４、今後の予定です。今月開催の財産価格審議会を経まして、１１月中に土地売買契約を締結する予定です。

本件についての報告は以上となります。

続きまして、総務部の報告事項５番、柳北公園トイレ改築工事請負契約の締結についてご報告いたします。

資料９をご覧ください。本件は、予定価格が１億円以上の工事請負契約のため、本委員会にご報告させていただくものです。工事内容につきましては、本年５月２３日開催の産業建設委員会におきまして、所管課の公園課から報告をさせていただいております。

項番１、件名は柳北公園トイレ改築工事、項番２、契約方法は制限付一般競争入札です。項番３、契約金額は消費税込み９，８６３万７，０００円で、契約の相手方は三ツ目建設株式会社でございます。項番５、工事概要については記載のとおりです。項番６、契約日につきましては、令和７年７月２５日、項番７、工期については、令和７年７月２８日から令和８年３月１３日までとなっております。

次ページの入札経過調書をご覧ください。本件は、１者による入札となり、第１回目の入札で落札者が決定したものです。

本件についてのご報告は以上となります。

続きまして、総務部の報告事項６番、道路舗装工事（07－10）請負契約の締結についてご報告いたします。

資料１０をご覧ください。本件も予定価格が１億円以上の工事請負契約のため、本委員会にご

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

報告させていただくものです。

項番1、件名は道路舗装工事（07-10）、項番2、契約方法は制限付一般競争入札、項番3、契約金額は消費税込み1億2,485万円で、項番4、契約の相手方はアース・グリーン株式会社でございます。項番5、工事概要については記載のとおりです。項番6、契約日は令和7年7月2日、項番7、工期につきましては、令和7年7月3日から令和8年3月18日までとなっております。

次ページの入札経過調書をご覧ください。本件は、3者による入札となり、第1回目の入札で落札者が決定したものです。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、区有地の売却について、ご質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、柳北公園トイレ改築工事請負契約の締結について、ご質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、道路舗装工事（07-10）請負契約の締結について、ご質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、朝倉彫塑館収蔵庫外1施設昇降機設備更新工事請負契約の締結について及び台東病院及び老人保健施設千束空調設備等改修工事請負契約等の一部変更に係る専決処分について、経理課長、報告願います。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、総務部の報告事項7番、朝倉彫塑館収蔵庫外1施設昇降機設備更新工事請負契約の締結についてご報告いたします。

資料11をご覧ください。本件は、予定価格が1億円以上の工事請負契約のため、本委員会にご報告させていただくものです。

項番1、件名は朝倉彫塑館収蔵庫外1施設昇降機設備更新工事、項番2、契約方法は随意契約です。随意契約の理由でございますが、朝倉彫塑館収蔵庫及び環境ふれあい館ひまわりのエレベーターは、契約の相手方である中央エレベーター工業製の製品であることから、部品の互換性や適合性等の問題が生じず、エレベーター全体の製品保証が担保されていること、また、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

現在もその点検業務を行うなど、設備の状況や施設の構造を熟知しており、より安全性、信頼性の高い更新工事が可能であること、以上のことから随意契約とするものでございます。

項番3、契約金額は消費税込み1億4,960万円で、項番4、契約の相手方は中央エレベーター工業株式会社でございます。項番5、工事概要については記載のとおりです。項番6、契約日は令和7年8月21日、項番7、工期につきましては、令和7年8月22日から令和9年3月15日までとなっております。

本件についてのご報告は以上となります。

続きまして、総務部の報告事項8番、台東病院及び老人保健施設千束空調設備等改修工事請負契約等の一部変更に係る専決処分についてご報告いたします。

資料12をご覧ください。項番1、専決処分の対象案件です。下表のとおり、契約変更をした案件は、台東病院及び老人保健施設千束空調設備等改修工事、台東病院及び老人保健施設千束空調設備等改修電気設備工事、歩道設置工事（06-17）の計3件でございます。変更後の差引き増減額につきましては、資料記載のとおりです。

項番2、契約金額変更の理由は、賃金水準及び物価水準の変動に伴い、工事請負契約約款第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項の規定による請求があったためです。

項番3、その他です。対象案件の金額の増額につきましては、いずれも3%以内の増額であり、議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分の指定についてに基づき、令和7年9月25日付で専決処分を行っております。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、朝倉彫塑館収蔵庫外1施設昇降機設備更新工事請負契約の締結について、ご質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東病院及び老人保健施設千束空調設備等改修工事請負契約等の一部変更に係る専決処分についてご質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者の報告は以上であります。

○委員長 以上で本日予定されたものは全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 0時18分閉会